

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

滋賀県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税賦課徴収事務
②事務の内容 ※	地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム等から入手し、税務総合システムで管理する。 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。 ■一般的な事務の流れ(別添1参照) ①国税庁(税務署)に提出された所得税申告書のうち、個人事業税の納税義務者に係るものについて、地方税ポータルセンタ経由で国税連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ②土地・家屋登記情報を元に県内市町が作成した不動産評価情報について、地方税ポータルセンタ経由で地方税外部連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ③電子申告を希望する納税義務者から、地方税ポータルセンタ経由で電子申告を受ける。電子申告において申告内容に個人番号は含まれない。電子申告に係る申告情報は、電子申告等システムから税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ④紙面での申告を希望する納税義務者から、申告書等の提出を受ける。申告書等には個人番号を含む場合がある。 ⑤紙面での申告のうち、データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。委託業者がデータ化した申告内容は、税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ⑥紙面での申告のうち、データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ申告内容や宛名情報等を入力する。 ⑦申告書等の内容を調査する。 ⑧納税義務者から納税通知書の電子配信希望申請があった場合、税務総合システム(課税管理サブシステム)に連携する。希望申請は、個人特定のために個人番号を含む。 ⑨電子配信希望申請のあった納税義務者に対しては、納税通知書の電子データをeLTAX通知等電子配信システムを用いて配信する。 ⑩納税義務者に紙の納税通知書、納付書を送付するとともに、納付情報を共通納税システムへ登録する。 ⑪納税義務者が共通納税システムを用いて電子納付した場合、共通納税システムから連携された納付情報を税務総合システム(収納管理サブシステム)に取り込む。 ⑫納税義務者が金融機関等で納付した場合、金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑬⑭納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑮収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑯督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。 ■特定個人情報を管理する県税の種類(参考) 個人県民税(※1)、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税、自動車取得税、県たばこ税、産業廃棄物税、鉾区税、狩猟税 (※1) 個人県民税は市町村が賦課徴収を行うが、市町村の同意を得て、県が徴収等を行う滞納者の情報のみ管理している。(地方税法第48条)
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

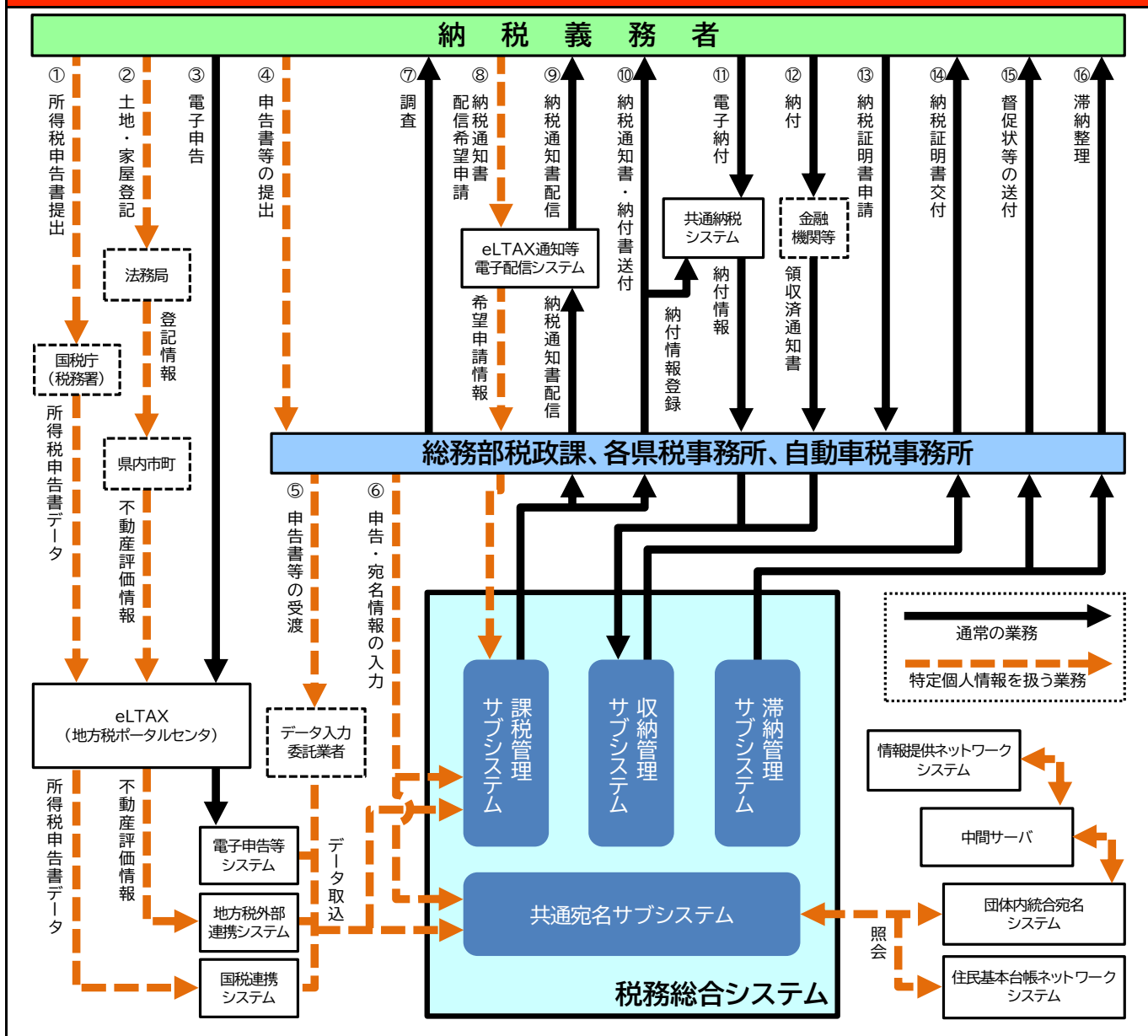
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務総合システム
②システムの機能	県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の機能を有している。 主な機能としては以下のとおりである。 1. 共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する機能。 2. 課税管理機能 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能。 3. 収納管理機能 県税の納税証明書の発行や、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能。 4. 滞納管理機能 課税管理情報と収納管理情報から、県税が未納となっている滞納者を抽出し、督促状の発付や、滞納整理等の状況を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※都道府県サーバ部分についてのみ記載
②システムの機能	住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村と共同で構築した全国共通の本人確認システムである。 主な機能としては以下のとおりである。 1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 代表端末または業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 【留意事項】 住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、本県の「2. 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務 全項目評価書」に記載のとおりである。 この評価書では、県税賦課徴収事務における住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する項目を除き、当該項目以降における住民基本台帳ネットワークシステムの記載は省略する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3									
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)								
②システムの機能	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧 地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始された。 納税者からの電子申告その他電子的な手続きを受け付ける「電子申告等システム」、国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータを地方団体に連携する「国税連携システム」、QRコードやクレジットカード等による電子的な納付を実現する「共通納税システム」、地方団体間での申告書等のデータ連携や照会回答等を行う「地方税外部連携システム」(令和9年9月から運用開始予定)、納税通知書等の電子的な配信を可能にする「eLTAX通知等電子配信システム」(令和9年4月から運用開始予定)の5サブシステムから構成される。各地方団体が運用する国税連携受信サーバーおよび電子申告審査サーバーが、地方税共同機構が運用するポータルセンタおよび共通納税インターフェースとの間でデータ連携を行うことで各種機能を実現する構成のため、共通納税システムと地方税外部連携システムについては、地方団体に運用する個別部は存在しない。 電子申告および共通納税において納税者が直接システムにアクセスする経路を除き、データの送受信はすべて総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて行われる。このうち、国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムにおいて特定個人情報を取り扱う機能が存在し、本県事務にかかわる主な機能としては以下のとおりである。 1. 所得税申告書等データの受領(国税連携システム) 国税庁が運用する国税情報システムから、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送(国税連携システム) 住所地が本県であるため本県に連携された所得税申告書等データのうち、個人事業の事業所所在地は本県外にあるため、他の都道府県が個人事業税の課税権を持つものについて、当該都道府県に回送する機能。 3. 不動産評価情報等の回送(地方税外部連携システム) 納税者が本県内市町に存在する不動産を取得した場合、当該市町から本県に対して不動産評価情報等を回送することで、不動産取得税の評価基準とするための機能。 4. 自動車税納税通知書の電子的配送(eLTAX通知等電子配信システム) 納税通知書等の電子通知希望申請のあった納税者に対して、電子的な配信を行う機能。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☐ 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr> <tr> <td colspan="2">☒ その他 (国税情報システム)</td></tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☒ その他 (国税情報システム)	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☒ その他 (国税情報システム)									
システム4									
①システムの名称	統合宛名システム								
②システムの機能	庁内の対象事務が情報提供ネットワークシステムによる情報連携に対応するため、業務ごとに個別に管理している特定個人を識別するための番号(業務利用番号)を、特定個人ごとに一意に付番される団体内統合利用番号に紐付けることにより、庁内対象業務を横断して特定個人を一意に識別可能とするための機能を持つシステムである。 主な機能としては以下のとおりである。 1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーが情報提供ネットワークシステムとの連携において特定個人を識別するために用いる符号の取得要求機能や、庁内対象業務が情報の提供を行うため中間サーバーへ副本を登録するための支援機能および情報の照会を行うための支援機能、提供された情報の取得を支援する機能。 2. 団体内統合利用番号付番機能 統合宛名システム接続端末および個別業務システムからの要求に対し、庁内で特定個人を一意に識別するための団体内統合利用番号の割り当てを行い、各対象業務ごとに付番、管理している業務利用番号や基本4情報との紐付けを行う機能。 3. 宛名情報等管理機能 団体内統合利用番号を主キーとして、紐付けられる業務利用番号や基本4情報の管理を行う機能。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☐ 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td><td>☒ 税務システム</td></tr> <tr> <td colspan="2">☒ その他 (中間サーバー)</td></tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☒ 税務システム	☒ その他 (中間サーバー)	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☒ 税務システム								
☒ その他 (中間サーバー)									

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムと各情報保有機関が保有する団体内統合宛名システムや既存システムとの間で、情報照会および情報提供を行うシステムである。 主な機能としては以下のとおりである。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 5. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 6. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、県税の申告書等に個人番号の記載を求める措置が講じられた。 番号法においても、県税賦課徴収事務を行う上で、個人番号の利用や情報提供ネットワークシステムによる情報連携が規定されている。
②実現が期待されるメリット	県税の申告書等へ個人番号が記載されることや、情報提供ネットワークシステムを利用することで、県税賦課徴収事務に必要な情報が効率的に取得できる。 それにより、個人の特定の正確性の向上が図れ、氏名や住所等の情報だけでは不十分であった名寄せの作業が容易になることから、適正・公正な課税および事務の効率化が期待できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第24の項、第133の項 ・番号法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税政課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

■ 一般的な事務の流れ

- ① 国税庁(税務署)に提出された所得税申告書のうち、個人事業税の納税義務者に係るものについて、地方税ポータルセンタ経由で国税連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。
- ② 土地・家屋登記情報を元に県内市町が作成した不動産評価情報について、地方税ポータルセンタ経由で地方税外部連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。
- ③ 電子申告を希望する納税義務者から、地方税ポータルセンタ経由で電子申告を受ける。電子申告において申告内容に個人番号は含まれない。電子申告に係る申告情報は、電子申告等システムから税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。
- ④ 紙面での申告を希望する納税義務者から、申告書等の提出を受ける。申告書等には個人番号を含む場合がある。
- ⑤ 紙面での申告のうち、データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。委託業者がデータ化した申告内容は、税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。
- ⑥ 紙面での申告のうち、データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ申告内容や宛名情報等を入力する。
- ⑦ 申告書等の内容を調査する。
- ⑧ 納税義務者から納税通知書の電子配信希望申請があった場合、税務総合システム(課税管理サブシステム)に連携する。希望申請は、個人特定のために個人番号を含む。
- ⑨ 電子配信希望申請のあった納税義務者に対しては、納税通知書の電子データをeLTAx通知等電子配信システムを用いて配信する。
- ⑩ 納税義務者に紙の納税通知書、納付書を送付するとともに、納付情報を共通納税システムへ登録する。
- ⑪ 納税義務者が共通納税システムを用いて電子納付した場合、共通納税システムから連携された納付情報を税務総合システム(収納管理サブシステム)に取り込む。
- ⑫ 納税義務者が金融機関等で納付した場合、金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。
- ⑬⑭ 納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。
- ⑮ 収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。
- ⑯ 督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税務総合システムファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税の納税義務者および課税調査対象者	
	その必要性	県税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [○] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	1. 識別情報(個人番号等) 個人を正確に特定するため 2. 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)および連絡先(電話番号等) 納税通知書等の送付先や、課税調査等において本人との連絡等に必要であり、また個人番号の真正性の確認に必要なため 3. 国税関係情報 県税の課税調査において、所得税の確定申告書等データを利用するため 4. 地方税関係情報(※県税を扱うファイルであることが前提のため、市町村税に関してのみ記載) 県税の賦課徴収の情報として管理するため 5. 障害者福祉関係情報 障害者に対する県税の減免を決定する際の情報として管理するため 6. 生活保護・社会福祉関係情報 生活保護者に対する県税の減免を決定する際の情報として管理するため 7. 雇用・労働関係情報、年金関係情報 滞納整理を行う際の情報として管理するため 8. 災害関係情報 被災者に対する県税の減免を決定する際の情報として管理するため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	総務部税政課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県 市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [☐] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (地方税ポータルシステム 統合宛名システム)	
③入手の時期・頻度	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度 eLTAX通知等電子配信システムにおいて、納税通知書等から電子配信希望申請を受けた都度 2. 評価実施機関内の他部署(総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) 個人番号の真正性および正確性を確認する都度 3. 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度(都道府県) 地方税外部連携システムにおいて、団体間の回送により不動産評価情報の受信がある都度、その他 県税の賦課徴収事務の調査を行う都度(市町村) 5. その他(地方公共団体情報システム機構) 県税賦課徴収事務において必要となる都度	
④入手に係る妥当性	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等からの個人番号を含む申告書等(eLTAX通知等電子配信システムによる電子配信希望申請を含む。)の提出により、必要な情報を入手する。 2. 評価実施機関内の他部署(総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) 税務総合システムで管理している情報の正確性の確保のため、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムで管理している情報と突合することにより、情報の相違がないか確認するために入手する。 3. 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 県税の賦課を目的として、国税連携システムから所得税申告書等データを入手する。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 県税の賦課を目的として地方税外部連携システムから不動産評価情報等データを入手するほか、県税の賦課徴収事務において必要な資料として入手する。 5. その他(地方公共団体情報システム機構) 番号法第14条第2項において、必要に応じて本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。	
⑤本人への明示	県税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号法第9条第1項(別表第24の項および第133の項)に規定されている。 納税義務者からの申告書等の提出において、県税事務所等の窓口で対応する場合のみ、特定個人情報の使用目的を本人に説明する。	
⑥使用目的 ※	県税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部税政課、各県税事務所、自動車税事務所
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		県税賦課徴収事務において、以下の管理事務を行うために使用する。	
		1. 共通宛名管理 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する。	
		2. 課税管理 申告書等による情報から県税の課税管理事務を行う。	
		3. 収納管理 県税の納税証明書の発行や、収納、還付、充当等の収納状況を管理する収納管理事務を行う。	
		情報の突合 ※	申告書等に記載されて納税義務者等の特定個人情報の確認については、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムと突合し、真正性を確認する。 県税の課税情報の確認については、本人から提出された申告書等に記載された個人番号を用いて、情報提供ネットワークシステムで入手した情報と突合する。
		情報の統計分析 ※	業務上、必要に応じて統計分析を行うことはあるが、特定の個人を判別しうる統計分析は行わず、作成する帳票にも個人番号は出力しない。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	1. 地方税関係情報による県税の税額決定 2. 障害者に対する県税の減免決定 3. 生活保護者に対する県税の減免決定 4. 生活保護情報等に基づく滞納処分(執行停止、財産差押等)の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		税務総合システムの開発および運用管理業務	
①委託内容		税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
		対象となる本人の範囲 ※	県税の納税義務者および課税調査対象者
		その妥当性	委託先に特定個人情報ファイル全体を扱う権限を含め、全ての権限を有していなければ、税務総合システムの開発および運用管理を行うことができず、システムの安定稼働に著しい支障が生じるおそれがある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税務総合システムの直接操作のみ)	
⑤委託先名の確認方法		県ホームページに掲載	
⑥委託先名		株式会社 NTTデータ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則再委託は禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、その理由や内容を精査した上で、県が承認した場合に限り、許諾する。	
	⑨再委託事項	開発および運用管理業務の一部	

[illegible]

提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条10号
②提供先における用途	個人事業税の賦課資料
③提供する情報	他の都道府県において賦課する者に係る所得税の申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税連携システムで入手した所得税の申告書情報のうち、他の都道府県において賦課する所得税の申告者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<税務総合システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 ②システムのバックアップデータとして利用している特定個人情報ファイルについては、①とは異なる場所、鍵付きの入退室管理が行える室に保管する。 <統合宛名システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 <地方税ポータルシステム(国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システム)における措置> ①ASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <その他の措置> ①申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。											
	②保管期間 期間 その妥当性	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table> [20年以上] 県税賦課徴収事務において管理している課税情報、収納情報、滞納情報については、過年度分の税額の更正や、賦課徴収等に関する訴訟、不服審査の対応等に必要期間(※1)を経過後、速やかに消去する。 しかし、共通宛名情報で管理している特定個人情報については、その情報を所有してから、不要となる時期を一元的に年数等で判断することができないため、明確な保管期間は定めることができない。 例えば、自動車税を例に挙げると、納税義務者が自動車所有している限り、毎年度課税対象となるが、今年度の自動車税の納付を確認したことで、共通宛名情報から当該納税義務者の情報を消去すると、翌年度以降の賦課徴収事務に多大な支障が生じる。 このため、共通宛名情報については、保管年数を明記することはできないが、共通宛名情報と紐づく課税情報等が既に消去されている場合においては、速やかに消去する。 (※1) 時効の中断等、特別な場合を除くと最長7年間となる。 【留意事項】 保管期間については、適当な選択肢がないため、想定される最長期間として、20年以上を選択している。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		<滋賀県における措置> ①保管期間経過等により、不要と判断した特定個人情報については、復元できないよう完全に消去する。 ②申告書等の紙媒体については、裁断処理後に廃棄する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は滋賀県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <地方税ポータルシステム(国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システム)における措置> ①保管期間経過等により、不要と判断した受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。 ②データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づきASPサービス提供事業者が消去する。											
7. 備考													
—													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■ 税務総合システムファイル全記録項目(755項目)

■ 収納

【延滞金(14項目)】納税者番号、課税番号、期別、申告処理区分、計算基礎額、申告決議年月日、猶予事由、計算期間始期、計算期間終期、納付年月日、延滞金額、法人延滞金額、法人特延滞金額、登録番号

【還付充当(45項目)】納税者番号、課税番号、登録番号、期別、申告処理区分、申告決議年月日、過誤納発生理理由区分、過誤納発生理年月日、支払年月日、支払金額、本税額、延滞金額、重加算金額、法人県税割額、法人県均等割額、法人所得割額、法人付加価値割額、法人資本割額、法人収入割額、県民税延滞金、事業税延滞金、事業税過少加算金額、事業税不申告加算金額、事業税重加算金額、法人特本税額、法人特延滞金額、法人特所得割額、法人特収入割額、過少加算金額、法人特過少加算金額、不申告加算金額、法人特不申告加算金額、法人特重加算金額、利子割控除還付額、金融機関コード、店舗コード、口座番号、口座名義人カナ、氏名名称、郵便番号、住所、番地、方書、電話番号、還付充当決議年月日

【収納(35項目)】納税者番号、課税番号、登録番号、期別、申告処理区分、申告決議年月日、調定年月日、納期限、督促状発付年月日、催告書発付年月日、繰上徴収期限年月日、滞納処分停止有無区分、不納欠損決議年月日、納付年月日、本税額、法人県均等割額、法人所得割額、法人付加価値割額、法人県税割額、法人資本割額、法人収入割額、法人特所得割額、法人特収入割額、過少加算金額、不申告加算金額、延滞金額、重加算金額、法人特過少加算金額、法人特不申告加算金額、法人特重加算金額、法人延滞金額、法人特延滞金額、延滞金減免額、納付者名、納付者住所

【発行管理(28項目)】納税者番号、課税番号、期別、申告処理区分、申告決議年月日、登録番号、本税額、法人県均等割額、法人所得割額、法人付加価値割額、法人資本割額、法人収入割額、法人特所得割額、法人特収入割額、過少加算金額、不申告加算金額、重加算金額、法人特過少加算金額、法人特不申告加算金額、法人特重加算金額、延滞金額、法人延滞金額、法人特延滞金額、納付情報氏名カナ、納付情報氏名漢字、収納納付年月日、指定納期限、納付情報住所

■ 滞納

【差押換価(62項目)】納税者番号、金融機関コード、店舗コード、債権金額、財産調査年月日、口座番号、債務者氏名名称、債務者住所、預金金額、配当金額、備考、差押金額、受入年月日、受入金額、受入財産情報、決議年月日、貸付金額、持分口数、持分金額、退職年月日、給与支給日、給与支給額、給与所得税、給与住民税、給与社会保険料、給与世帯人数、差押可能額、保険種類、証券番号、保険金額、保険契約者、被保険者、保険金受取人、契約者貸付金額、電話番号、携帯電話番号、生年月日、世帯構成人数、世帯構成配偶者、世帯構成子、世帯構成父、世帯構成母、世帯構成祖父、世帯構成祖母、世帯構成その他、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先郵便番号、勤務先電話番号、勤務先採用年月日、勤務先退職年月日、給与所得額、営業所得額、農業所得額、年金所得額、無所得、未申告、生命保険料控除、生活保護、自動車登録番号、所在、所有権(甲区)、抵当権等(乙区)

【滞納管理(49項目)】納税者番号、金融機関コード、折衝年月日、店舗コード、氏名名称、口座番号、氏名名称カナ、口座名義人、課税番号、口座名義人カナ、郵便番号、期別、住所、申告処理区分、申告決議年月日、番地、方書、生年月日、折衝内容、勤務先等調査年月日、折衝相手、勤務先等調査結果、預貯金調査年月日、残高、決議年月日、預貯金調査結果、固定資産調査年月日、固定資産調査結果、預金照会年月日、差押予告発付年月日、本税額、催告文書発付年月日、県税割額、県均等割額、事所得割額、事付加価値割額、事資本割額、事収入割額、過少加算金額、不申告加算金額、重加算金額、延滞金額、特本税額、特所得割額、特収入割額、特過少加算金額、特不申告加算金額、特重加算金額、特延滞金額

■ あて名

【あて名(39項目)】課税番号、納税者番号、共通番号、支店番号、金融機関コード、店舗コード、代表者／勤務先氏名名称、氏名名称、勤務先支店営業所名、通称名、代表者／勤務先氏名名称カナ、口座番号、アルファベット氏名、口座名義人カナ、支店営業所名、口座名義人、代表者／勤務先郵便番号、氏名名称カナ、通称名カナ、代表者／勤務先住所、郵便番号、代表者／勤務先番地、アルファベット氏名カナ、住所、代表者／勤務先方書、代表者／勤務先電話番号、番地、方書、性別、開業開始申請日、開業開始年月日、廃業廃止申請日、廃業廃止年月日、電話番号、携帯電話番号、FAX番号、メールアドレス、メモ、本店納税者番号

■ 軽油引取税

【課税(30項目)】課税番号、行為年月、申告処理区分、申告年月日、課税年度、納入数量、非課税数量、特元販売数量、輸出数量、特元販売控除数量、石油販売数量、課税標準量、石油販売控除数量、本税額、自動車消費数量、自動車消費控除数量、消滅時所有数量、過少通常分加算金額、消滅時所有控除数量、過少加重分加算金額、自己消費数量、過少加算金額、自己消費控除数量、不申告通常分加算金額、製造数量、不申告加重分加算金額、製造控除数量、不申告加算金額、輸入数量、重加算金額

【免税証(39項目)】使用者証番号、免税証番号、交付年月日、業種コード、米面積、リッター、所在地、表面積、畑面積、名称、所有者氏名名称、名称カナ、トラクター有無、コンバイン有無、郵便番号、住所、番地、方書、電話番号、ガソリン地下、ガソリン地上、ガソリンその他、軽油地下、軽油地上、機械名、軽油その他、機械標準量、灯油地下、馬力、灯油地上、時間、補正、灯油その他、機械数量、重油地下、重油地上、重油その他、合計枚数、合計交付量

■ 都道府県たばこ税

(38項目)課税番号、行為年月、申告処理区分、特定販売事業者認定開始年月日、特定販売事業者認定終了年月日、卸売販売事業者認定開始年月日、卸売販売事業者認定終了年月日、申告年月日、小売販売事業者認定開始年月日、小売販売事業者認定終了年月日、休業期間開始年月日、休業期間終了年月日、特例適用期間開始年月日、特例適用期間終了年月日、本税調定額、過少加算金額、過少通常分加算金額、過少加重分加算金額、不申告加算金額、不申告通常分加算金額、不申告加重分加算金額、不申告加重分加算率、不申告加重分加算金額、課税標準数量、課税標準数量差分、課税標準税額、差分旧3級以外課税税額、差分旧3級課税税額、課税免除本数、課税免除本数差分、課税免除税額、差分旧3級以外課税免除額、差分旧3級課税免除額、返還控除本数、返還控除本数差分、返還控除金額、差分旧3級以外返還控除額、差分旧3級返還控除額

■ 不動産取得税

【台帳(26項目)】市町名、町名、本番、枝番、枝枝番、棟番、登記地積、棟枝番、課税地積、登記地目、課税地目、種類、現評価額、構

造、比準、屋根、標準地正面路線番号、階数、地下、建築年、主附区分、課税対象床、単位当再評点、経年率、決定価格、現況所有者

【賦課(46項目)】課税番号、取得年月日、納税者番号、取得事由コード、登記年月日、氏名名称、住所、氏名名称カナ、屋根仕上コード、地上階数、共有者数、地下階数、地積または延床面積、納税者郵便番号、住宅面積、納税者住所、納税者番地、既存住宅面積、納税者方書、調定決議年月日、持分分子、主体構造コード、持分母、再建築費評点数、賦課価格、賦課控除額、価格、1㎡当単価、賦課課税標準額、所在地住所、賦課減額、所在地地番、賦課調定額、固定台帳価格、建築年月日、地番、所在地方書、筆戸数、1階面積、2階以上面積、地階面積、市町価格、農地法適用日、経年減点率、積雪補正率、その他補正率

【猶予減額(17項目)】課税番号、控除減額事由コード、徴収猶予事由コード、控除減額申告年月日、控除額減額の金額、徴収猶予額、延床面積内住宅部、延床面積、土地取得年月日、家屋建物構造、家屋用途、建築年月日、登記年月日、徴収猶予面積、譲渡面積、徴収猶予申請年月日、住宅面積

■自動車税

【申告(34項目)】登録番号、申告年月日、課税番号、当初登録番号、申告処理事由コード、前回申告処理事由コード、車両本体取得価額、控除額、課税標準額、取得税課税標準額、税額、取得税減免課税標準額、環境性能割減免課税標準額、取得税減免税額、取得税税額、環境性能割減免税額、取得税延滞金、環境性能割延滞金、減額年月日、納税義務者郵便番号、取得税証紙徴収額、納税義務者方書、納税義務者氏名名称カナ、納税義務者生年月日、納税義務者電話番号、証紙徴収額、自動車税年税額、減調定額、自動車税税額、自動車税証紙徴収額、減調定件数、新車中古車区分、備考、自動車税減免税額

【賦課(35項目)】課税番号、登録番号、課税すべき年度、当初登録番号、申告処理区分、住所、氏名、車台番号、年税額、税額、申告処理事由、延滞未納額合計、減額年月日、申告決議年月日、調定額、調定件数、証紙徴収額、未納額、減調定額、既納付額、減免額、備考、納税者氏名名称、納税者支店営業所名、納税者氏名名称カナ、納税者郵便番号、納税者住所、納税者番地、納税者方書、納税者番号、金融機関コード、店舗コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人

【分配(14項目)】当初登録番号、登録番号、車台番号、使用本拠住所、使用本拠番地、所有者住所、所有者番地、使用者住所、使用者番地、所有者氏名名称、所有者支店営業所名、使用者氏名名称、使用の本拠(漢字)、使用者支店営業所名

■個人事業税

【申告(60項目)】局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、他事業収入金額、不動産収入金額、総合譲渡短期収入金額、総合譲渡長期収入金額、一時収入金額、営業等所得金額、他事業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得金額、雑所得(その他)、総合譲渡一時、総合課税所得金額、分離課税所得金額、総合譲渡一時所得金額、総所得金額、合計所得金額、合計所得控除額、前営業所得金額、前不動産所得金額、前農業所得金額、前雑所得金額、前総合譲渡一時、申告納税額、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、障害者控除額、寡婦・寡夫控除額、非課税所得等番号、非課税所得等所得金額、不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業用資産譲渡損失額、他都道府県事務所等区分、郵便番号、住所、住所カナ、1月1日住所、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、準確事実発生日、障害者氏名

【賦課(73項目)】課税番号、事業年、業種区分、損失繰越額、申告処理区分、被災損失額、主業種、譲渡損失額、翌期繰越金額計、申告年月日、家屋住宅一戸建棟数、決議年月日、当期繰越控除額、家屋住宅貸間室数、家屋住宅以外一戸建棟数、家屋住宅以外貸間室数、家屋その他、土地住宅用契約件数、土地住宅用貸付総面積、国税番号、土地住宅以外土地貸付件数、不動産貸付収入金額、青空駐車場台数、構築物駐車場台数、税額、駐車場収入金額、1期税額、社会保険診療収入金額、2期税額、随時税額、社会保険診療所得金額、自由診療その他収入金額、調定額、自由診療その他所得金額、医療業等収入金額合計、医療業等所得金額合計、備考、過年度減額、青白区分、分割総数、分割本県分、処理区分、収入金額、所得金額、青色申告特別控除額、非課税区分、非課税額、業種別課税標準総額、業種別課税標準本県分、業種別税額、課税標準総額、課税標準本県分、事業主控除額、事業専従者数、事業専従者控除額、旧非課税特例控除額、損失繰越控除額、被災損失繰越控除額、資産譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、外国所得控除額、所得税算入額、所得税専従者数、所得税専従者控除額、社会保険収入金額、社会保険所得金額、自由診療所得金額、減免額、相続関係課税番号、課免等対象課税標準額、歳出減調定金額、相続按分率分母、相続按分率分子

■鉱区税

(19項目)課税番号、課税すべき年度、鉱業権登録年月日、鉱業権消滅年月日、試掘期間満了年月日、鉱業権開始年月日、鉱業権終了年月日、調定決議年月日、取扱鉱区、鉱種区分、本県面積、課税標準、差分課税標準、確定額、調定額、譲渡先課税番号、差分本県面積、減免額、減免事由コード

■狩猟税

(6項目)課税番号、課税年月、申告処理区分、調定決議年月日、根拠号種ごとの件数、根拠号種ごとの税額

■産業廃棄物税

【課税(23項目)】課税番号、実績年、申告処理区分、申請年月日、申告年月日、課税標準量、調査年月日、課税免除決議年月日、申請に係る期間開始年月、申請に係る期間終了年月、課税免除量、調定決議年月日、調定重量、税額、免除額、申請額、過少通常分加算金額、過少加重分加算金額、不申告通常分加算金額、不申告加重分加算金額、重加算金額、申告に係る期間開始年月日、申告に係る期間終了年月日

【施設(23項目)】課税番号、認定年度、開業年月日、廃業年月日、業種区分、特例申請年度、認定方法、年度中認定年月日、年度中認定取消年月日、登録年月日、処分方法、更新年月日、廃棄物種類コード、申請年月日、発付年月日、名称、名称カナ、郵便番号、住所、番地、方書、担当者氏名、電話番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
税務総合システムファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	県税の申告書等については、納税義務者本人が記載して提出するものであるため、当該納税義務者の情報しか入手することしかできない。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。 国税連携システムで送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定されるため、対象者の情報しか入手することができない。 地方税外部連携システムにおいては、県内市町において土地、家屋またはその両方を取得し、固定資産課税台帳に登録された者にかかる情報しか入手することができない。 eLTAX通知等電子配信システムにおいては、納税者本人からの申請によって初めて特定個人情報が連携されるため、申請者以外の情報を入手することはできない。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	県で作成する申請書等の様式に不必要な項目を含まないようにする。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不要な情報の入手の抑止を図る。 国税連携システムおよび地方税外部連携システムで送信される情報は、法令等により定められた様式を用いるため、必要な情報以外を入手することができない。 eLTAX通知等電子配信システムについても、納税者個人を特定するために必要な最低限の情報として地方税共同機構が定めた情報のみが送信されるため、必要な情報以外を入手することができない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、特定個人情報の使用目的等を本人に口頭で説明することを徹底し、本人が使用目的を認識した上で、申告書等を提出してもらう。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は個人番号の情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不適切な方法による入手の抑止を図る。 国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムによる情報の入手はeLTAX(地方税ポータルセンタ)からの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書の提示を受け、本人確認を厳格に行う。 代理人から窓口で申告書等の提出を受ける場合は、代理権(委任状等)、代理人の確認(個人番号カード等)、納税義務者本人の確認(個人番号が記載された住民票の写し等)により確認を行う。 国税連携システムおよび地方税外部連携システムで送信される情報は、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 eLTAX通知等電子配信システムにおいては、納税義務者が申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す必要があり、有効性確認、改ざん検知等の署名検証を実施することで本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	税務総合システムの既登録の共通宛名情報により真正性を確認する。確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムを利用し、申告書等に記載された個人番号と相違がないか真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	税務総合システムにおいては、複数の納税義務者に同一の個人番号が入力された場合や、チェックディジットの計算により、存在し得ない個人番号が入力された場合はエラーメッセージを表示し、誤入力を防止する。 また、定期的に、住民基本台帳ネットワークシステムの個人番号と、税務総合システムで管理している個人番号を突合することで、正確性を確保する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際には必ず職員が対面にて收受し、内容を確認する。 收受した申告書等は、税務総合システム等への入力後、頻繁に閲覧する必要がなくなれば鍵付きのロッカー等で保管する。 納税義務者等が郵送により、申告書等を提出する場合は、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、また送付先に誤りがないよう十分に確認の上、税政課、各県税事務所等に送付することを、広く案内する。 電子媒体で入手する場合は、業務専用の電子媒体を使用し、ファイルにパスワードをかける。利用終了後は、速やかに電子媒体からファイルを削除する。 国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムは閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化のうえで送信を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムは、接続が許可される利用者が限定されている。 また、統合宛名システムは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保持する仕組みであるため、県税賦課徴収事務に必要な情報との紐付けを行うことは不可能である。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	統合宛名システムを除いて、税務総合システムと直接的に接続したシステムはないため、必要のない情報との紐付けが行われることはない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①生体認証によるログイン認証を行うことで、いわゆる「なりすまし」を防止する。 ②各利用者のログイン履歴を7年間保管し、定期的に不正なログインがないか確認する。 ③税政課、各県税事務所、自動車税事務所以外に設置されている端末からは接続できないように制限する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. アクセス権限の発行 税務総合システムにおいては、管理者が、職員の職責に応じた利用機能の範囲等を確認の上、業務に必要な範囲でアクセス権限を付与する。 2. アクセス権限の失効 人事異動や退職に伴い、税務総合システムにアクセスする必要がなくなった場合は、所属から情報入手後、速やかに失効処理を行う。また、アクセスログを分析し、長期間アクセスがない職員があれば、該当の所属に状況を確認し、必要に応じて失効処理を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①税務総合システムの操作者の利用可能な処理については、当該職員の職責に応じたアクセス権限表を作成する。 ②アクセス権限表は、税務総合システムの管理者が定期的に不必要な権限を与えていないか、異動退職情報が反映されているか等の確認を行い、必要に応じて是正する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(利用者、日時、画面名等)を記録し、7年間保管する。 なお、アクセス履歴には個人番号は記録しない。	
その他の措置の内容	税務総合システムへのログイン時の生体認証に加えて、端末自体へのログオン時にもパスワード認証とICカード認証を必須としている。 また、離席時には、操作端末の画面の盗み見や不正利用対策として、画面のロックを徹底しているほか、一定時間操作しないことにより、自動的に画面ロックがかかるように設定している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	職員の職責に応じたアクセス権限の管理により技術的に制限するとともに、税務職員が集まる研修や会議の場において、随時、事務外で使用することがないよう周知する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	システム管理者を除いて、サーバ内に格納されている特定個人情報ファイルを職員等が使用している端末に複製することは技術的にできない仕組みとなっている。また、県税賦課徴収事務に使用する端末は、一般職員の使用するネットワークから分離した閉域ネットワークに接続しており、インターネットアクセスやメールの送受信等も行えない環境となっている。加えて、外部記憶媒体の使用についても厳格な権限管理を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<開発・運用管理業務> 委託先には、県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめ、特定個人情報の持ち出し等を許可しない。 <データ入力業務> 委託先の選定にあたり、特定個人情報ファイルを適切に扱うことができる管理体制が人的、物理的、技術的に確保されているかどうかを事前に確認する。 <地方税ポータルシステムASPサービス> 国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムの運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<開発・運用管理業務> 委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定し、当該業務従事者に秘密保持誓約書を提出させる。 特定個人情報ファイルの閲覧、更新等を行う場合には、委託先として共有ユーザで管理をすることなく、業務従事者ごとに生体認証によるユーザ管理を行い、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者が必要最小限となるようアクセス権限の設定をする。 <データ入力業務、地方税ポータルシステムASPサービス> 委託先にて特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定し、当該業務従事者に秘密保持誓約書を提出させる。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<開発・運用管理業務> 税務総合システムにおいては特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(利用者ID、操作日時、画面ID等)の記録を取り、7年間保管する。 なお、アクセス履歴には個人番号は含めない。 また、委託先が特定個人情報ファイルを取り扱う際には、必要事項(作業日時、従事者、取扱理由、作業内容等)について、書面にて報告を求める。 <データ入力業務> 委託先への申告書等の紙媒体の受渡日、委託先からのデータ化した電子媒体の引渡日を記録している。 また、委託先から提出されるデータ消去の確認書によりデータの消去日を確認している。 <地方税ポータルシステムASPサービス> 委託先において地方税ポータルシステムへのアクセス履歴を記録し、7年間保管することを義務付けている。 また、特定個人情報の適切な管理について調査を行うことができる旨を契約書に明記している。	

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<開発・運用管理業務> 委託先または再委託先が特定個人情報を取り扱うのは県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめるため、委託先から他者に特定個人情報を提供することはない。 <データ入力業務、地方税ポータルシステムASPサービス> 契約書において、目的外使用および、複写、複製を禁止している。加えて業務従事者の秘密保持誓約を保証するため、秘密保持保証書の提出を義務付けており、不正な利用を防止している。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<開発・運用管理業務> 委託先が特定個人情報を取り扱うのは県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめるため、県から委託先に電子媒体等により、特定個人情報を提供することはない。 定期的に、特定個人情報ファイルへのアクセス履歴を確認することで、不正な利用がないか確認する。 <データ入力業務> 業務委託をしている申告書等の紙媒体のみを提供する。 <地方税ポータルシステムASPサービス> 委託先からの情報提供は総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用したデータ連携に限定されており、送信の際も暗号化が施されている。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<開発・運用管理業務> 委託先が特定個人情報を取り扱うのは県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめるため、委託先が特定個人情報を消去する必要はない。 <データ入力業務> 業務完了後に、申告書等の紙媒体およびデータ化した電子媒体は全て県へ返還させる。 委託先が保持しているデータについては、特定個人情報を含め全て消去し、その確認書を県に提出することを義務付ける。 また、特定個人情報が適切に削除されているか、必要に応じて県が現地調査を行う。 <地方税ポータルシステムASPサービス> 保管期間経過等により、不要と判断した国税連携受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムの特定個人情報は、保存期間経過後に自動的に削除される。 データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づき受託者が消去する。なお、特定個人情報が適切に削除されているか、必要に応じて県が現地調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	「個人情報取扱特記事項」に個人情報の取扱いにあたっての遵守事項を設けており、特定個人情報ファイルについても、より厳格な取扱いを求める。 ・適正な取扱い ・秘密の保持 ・安全確保の措置 ・取得の制限 ・目的外使用の禁止 ・承諾なしに複写、複製を行うことの禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知および監督 ・県による取扱い状況の調査 ・事故発生時の報告 これらの事項に加え、業務従事者の秘密保持誓約を保証するため、秘密保持保証書の提出を義務付ける。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託を行う場合は、委託先から再委託を行う業務等、必要事項を記載した文書の提出を求めている。 また、再委託先においても委託先と同様の規定を設け、業務従事者の秘密保持誓約を保証するため、秘密保持保証書の提出を義務付ける。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	提供を行う者の名称、提供日等の必要事項の記録を残している。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<個人県民税の滞納者情報> 各県税事務所において、所属長の決裁完了後に、紙媒体またはパスワードを設定した電子媒体で県内各市町に送付または手渡すこととしている。 <国税連携システムによる所得税データ> 全都道府県において、県税賦課徴収事務で利用されているシステムであり、システム上、提供先も他の都道府県に限定されている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<個人県民税の滞納者情報> 番号法において認められた範囲内でしか提供できないことを職員に周知徹底するとともに、紙媒体またはパスワードを設定した電子媒体以外での提供は行わないこととしている。 <国税連携システムによる所得税データ> 専用回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<個人県民税の滞納者情報> 複数の職員で確認する等、情報の誤りおよび送付先に誤りがないように徹底する。 <国税連携システムによる所得税データ> 複数の職員で確認する等、誤った都道府県に送付することのないよう徹底する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜滋賀県における措置＞ 特定個人情報の照会が、番号法で認められる範囲内においてしかできないことを職員に周知徹底する。また、税務総合システムおよび統合宛名システムにおいても利用者の制限がされるよう技術的対策を講じる。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務および特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※1)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務総合システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 ②システムのバックアップデータとして利用している特定個人情報ファイルについては、①とは異なる場所において、鍵付きで、入退室管理が行える室に保管する。 <統合宛名システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 <地方税ポータルシステムASPサービスにおける措置> ①サーバ等機器はASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <その他の措置> ①申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<滋賀県における措置> ①庁内ネットワークまたは総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。 ②構成している各サーバ等において、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		【事案①】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。 本評価書の公表日時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。 【事案②】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページには1099件のアクセスがあった。 「知事への手紙」において、当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった旨の連絡があり、事態が発覚した。 本評価書の公表日時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。 【事案③】 令和6年6月に業務委託により実施したアンケート調査において回答された個人情報等(保護者156名、子ども185名、民間施設46施設分に関する情報)について、委託事業者が使用したアンケートフォームの設定誤りにより、令和6年6月3日～令和7年11月14日までの間、アンケート調査の回答者がアンケートフォームの管理編集用のURLを入手すれば他の回答者の回答内容を閲覧できる状態となっており、個人情報等の漏洩のおそれがあった。令和7年10月、これに気づいた回答者から相談を受けた関係者が委託事業者に問い合わせたことにより発覚。その後、アンケートフォームの設定を変更し調査を実施、他の回答者の情報を閲覧できたことを確認した回答者は2名だった。本評価書の公表日時点で、アンケートの回答者から、当該事案に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。
再発防止策の内容		【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有を行い、改めてアンケートフォームの設定に関する注意喚起を実施した。 ・ 権限管理が可能なサービス利用を行う場合は、複数名による設定・動作確認を徹底する。 ・ 情報セキュリティ研修の実施、委託事業者における情報セキュリティおよび個人情報の適正な管理の指導を徹底する。 ・ 委託業務完了後に委託先に対して速やかに個人情報廃棄(委託契約に定めた個人情報取扱特記事項の実施)を指示していなかったことが一因であり、委託先で個人情報が廃棄されたことの確認を徹底する。

⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と区別して保管している訳ではないため、生存者と同様の方法となる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	定期的に、住民基本台帳ネットワークシステムで管理している最新の特定個人情報と、税務総合システムで保管している特定個人情報に相違がないか確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間経過等により、不要と判断した特定個人情報については復元できないよう完全に消去する。申告書等の紙媒体については、裁断後に廃棄する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	税務総合システムの利用者用および管理者用の個別チェックシートをそれぞれ作成し、評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回税務職員を対象に個別チェックを実施する。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	番号制度主管課と連携し、また、必要に応じ個人情報保護担当部署と協議の上、以下の観点で県税賦課徴収事務を行う全ての所属(税政課、各県税事務所、自動車税事務所)を対象とした内部監査を年1回実施し、結果を踏まえ必要に応じて規定や体制を改善する。 ■評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合企画部DX推進課および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。 ・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。	
3. その他のリスク対策		
—		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を求める場合は実費相当額が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人事業税事務、不動産取得税事務、軽油引取税事務、自動車税事務、自動車取得税事務、 県たばこ税事務、産業廃棄物税事務、鉱区税事務、狩猟税事務、県税収納管理事務、 県税滞納整理事務、県税に係る不服審査事務
公表場所	総合企画部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3217
②対応方法	問合せの際に、対応について記録を残し、関係法令に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年6月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民政策コメント制度に準じて意見募集を実施 ・県ホームページへの評価書(案)の掲載 ・県公式X(旧twitter)および県公式facebookによる意見募集の周知 ・総務部税政課、総合企画部県民活動生活課県民情報室、県立図書館、県立大学および各合同庁舎行政情報コーナーへの評価書(案)の配架
②実施日・期間	令和8年7月1日から令和8年7月31日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	「Ⅴ 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年1月25日	「Ⅴ 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 — ②請求方法」の特記事項	—	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年1月25日	「Ⅴ 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の③手数料等	(手数料額、納付方法:)	(手数料額、納付方法:写しの交付を求める場合は実費相当額が必要)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年1月25日	「Ⅴ 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 — ④個人情報ファイル簿の公表」の公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 — 5. 特定個人情報の提供・移転 — 提供先1」の①法令上の根拠	番号法第19条8号	番号法第19条9号	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 — 5. 特定個人情報の提供・移転 — 提供先2」の①法令上の根拠	番号法第19条12号	番号法第19条13号	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月8日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月8日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	平成25年4月8日(月)、本県男女共同参画課において、過去に開催したイベントの参加者と女性有識人材リスト登録者からなる個人情報373人分(内、335人分はパスワード設定あり、38人分はパスワード設定なし)が記録されていた可搬型ハードディスクを紛失したことが判明した。 平成25年3月18日(月)には所定の保管場所(執務室内事務机脇置きの上)にあることが確認されていたが、その後、4月8日(月)に再確認するまでの間に紛失したと思われる。	—	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月8日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	事故を受けて、本県セキュリティ対策基準等に基づき、下記の事項を徹底するよう職員に周知した。 ・個人情報が記録された外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)は施錠管理および台帳化を徹底する。 ・個人情報を外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)で保管する場合はパスワード設定を徹底する。または、盗難や紛失の危険性が低いファイルサーバ等での保管を行う。	—	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	「Ⅳ その他のリスク対策 － 2. 従業者に対する教育・啓発 － 従業者に対する教育・啓発」の具体的方法	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合政策部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。 ・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに県民生活部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。 ・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)
平成28年4月1日	「Ⅴ 開示請求、問合せ － 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	「Ⅴ 開示請求、問合せ － 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 － ④個人情報ファイル簿の公表」の公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	「Ⅰ 基本情報 － 7. 評価実施機関における担当部署」の②所属長	課長 大崎 泰弘	課長 渡邊 康之	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	「Ⅴ 開示請求、問合せ － 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」の①連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3222	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3217	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年4月1日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 － 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	—	平成26年6月に滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する個人情報(146人分)が記録された市所有のUSBメモリが、市から滋賀県子ども・青少年局へ送付する過程で所在不明になった。当該USBメモリは、起動時にパスワードが必要であると同時に、ファイルを開くためには専用ソフトが必要となるため、高い安全性が担保されており、当時の県担当者と市課長は情報漏えいの危険性はないと判断した。 平成27年1月まで県担当者と市の間で、情報交換しながらUSBメモリの所在確認を行ってきたが、その後、具体的な確認作業は行われず、また県では上司への報告、市では課長間の引き継ぎも行われないうちに、平成30年3月に市の課長が本事業について認知することとなった。その後、県および市が改めてUSBメモリの所在および事業の経過について確認を行った。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年4月1日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	—	組織として長期間に渡り当該事業について把握されていなかったことについて、「滋賀県情報セキュリティ緊急時対応計画(全庁版)」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において対応する必要があることを改めて周知した。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年5月31日	「Ⅰ 基本情報 — 5. 個人番号の利用」の法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の題名等の形式的な変更)
平成30年5月31日	「Ⅰ 基本情報 — 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二第28の項	・番号法第19条第7号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条各号	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の題名等の形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅰ 基本情報－7. 評価実施機関における担当部署」の②所属長の役職名	課長 渡邊 康之	課長	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成30年12月14日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報」の⑤保有開始日	平成28年1月予定	2016/1/1	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年12月14日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託の有無	委託する 2件	委託する 3件	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項		委託事項3 国税連携システムASPサービスの導入および運用維持管理業務 を追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去」の①保管場所	(略) <国税連携システム(受信サーバ)、統合宛名システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 (略)	(略) <統合宛名システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 <国税連携システム(受信サーバ)における措置> ①ASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 (略)	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去」の③消去方法	(略)	(略) <国税連携システム(受信サーバ)における措置> ①保管期間経過等により、不要と判断した受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。 ②データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づきASPサービス提供事業者が消去する。	事前	事後で足りるものの任意で事前に提出
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－2. 特定個人情報の入手－リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」の対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略)	(略) 国税連携システムで送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定されるため、対象者の情報しか入手することができない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の入 手 — リスク1: 目的外の入手 が行われるリスク」の必要な情 報以外を入手することを防止 するための措置の内容	(略)	(略) 国税連携システムで送信される情報は、法令等 により定められた様式を用いるため、必要な情 報以外を入手することができない。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の入 手 — リスク2: 不適切な方法 で入手が行われるリスク」のリス クに対する措置の内容	(略)	(略) 国税連携システムによる情報の入手はeLTAX (地方税ポータルセンタ)からの受信のみであ り、それ以外の方法では入手できない。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の入 手 — リスク3: 入手した特定 個人情報が不正確であるリス ク」の入手の際の本人確認の 措置の内容	(略)	(略) 国税連携システムで送信される情報は、入手元 が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を 行った上で情報を入手していることが前提となっ ており、本県が当該入手元から入手する際は番 号法第16条が適用されない。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の入 手 — リスク4: 入手の際に特 定個人情報が漏えい・紛失す るリスク」のリスクに対する措 置の内容	(略)	(略) 国税連携システムは閉域網である総合行政ネッ トワーク(LGWAN)を利用し、暗号化送信を 行っている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の情報保護管理体制の確認	(略)	(略) ＜国税連携システムASPサービス＞ 国税連携システムの運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」の具体的な制限方法	＜開発・運用管理業務＞ 委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定し、当該業務従事者に機密保持誓約書を提出させる。 特定個人情報ファイルの閲覧、更新等を行う場合には、委託先として共有ユーザで管理をすることなく、業務従事者ごとに生体認証によるユーザ管理を行い、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者が必要最小限となるようアクセス権限の設定をする。 ＜データ入力業務＞ 委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、データ入力を行う業務従事者を特定し、当該業務従事者に機密保持誓約書を提出させる。	＜開発・運用管理業務＞ 委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定し、当該業務従事者に秘密保持誓約書を提出させる。 特定個人情報ファイルの閲覧、更新等を行う場合には、委託先として共有ユーザで管理をすることなく、業務従事者ごとに生体認証によるユーザ管理を行い、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者が必要最小限となるようアクセス権限の設定をする。 ＜データ入力業務、国税連携システムASPサービス＞ 委託先にて特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定し、当該業務従事者に秘密保持誓約書を提出させる。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報ファイルの取扱いの記録」の具体的な方法	(略)	(略) ＜国税連携システムASPサービス＞ 委託先において国税連携システムの操作履歴を記録し、7年間保管することを義務付けている。 また、特定個人情報の適切な管理について調査を行うことができる旨を契約書に明記している。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報の提供ルール」の委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(略) ＜データ入力業務＞ 「データ入力業務委託に関する覚書」において、目的外使用および、複写、複製を禁止している。加えて業務従事者の機密保持誓約書を付した秘密保持保証書の提出を義務付けており、不正な利用を防止している。	(略) ＜データ入力業務、国税連携システムASPサービス＞ 契約書において、目的外使用および、複写、複製を禁止している。加えて業務従事者の秘密保持誓約を保証するため、秘密保持保証書の提出を義務付けており、不正な利用を防止している。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報の提供ルール」の委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(略)	(略) ＜国税連携システムASPサービス＞ 委託先からの情報提供は総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用したデータ連携に限定されており、送信の際も暗号化が施されている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報の消去ルール」のルール内容及びルール遵守の確認方法	(略)	(略) ＜国税連携システムASPサービス＞ 保管期間経過等により、不要と判断した受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。 データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づき受託者が消去する。なお、特定個人情報が適切に削除されているか、必要に応じて県が現地調査を行う。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」の規定の内容	＜開発・運用管理業務およびデータ入力業務＞ 「個人情報取扱特記事項」に個人情報の取扱いにあたっての遵守事項を設けており、特定個人情報ファイルについても、より厳格な取扱いを求める。 ・適正な取扱い ・秘密の保持 ・安全確保の措置 ・取得の制限 ・目的外使用の禁止 ・承諾なしに複写、複製を行うことの禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知および監督 ・県による取扱い状況の調査 ・事故発生への報告 これらの事項に加え、業務従事者の秘密保持誓約書を付した秘密保持保証書の提出を義務付ける。	「個人情報取扱特記事項」に個人情報の取扱いにあたっての遵守事項を設けており、特定個人情報ファイルについても、より厳格な取扱いを求める。 ・適正な取扱い ・秘密の保持 ・安全確保の措置 ・取得の制限 ・目的外使用の禁止 ・承諾なしに複写、複製を行うことの禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知および監督 ・県による取扱い状況の調査 ・事故発生への報告 これらの事項に加え、業務従事者の秘密保持誓約書を保証するため、秘密保持保証書の提出を義務付ける。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」の具体的な方法	＜開発・運用管理業務およびデータ入力業務＞ 再委託を行う場合は、委託先から再委託を行う業務等、必要事項を記載した文書の提出を求めている。 また、再委託先においても委託先と同様の規定を設け、業務従事者の秘密保持誓約書を付した秘密保持保証書の提出を義務付ける。	再委託を行う場合は、委託先から再委託を行う業務等、必要事項を記載した文書の提出を求めている。 また、再委託先においても委託先と同様の規定を設け、業務従事者の秘密保持誓約書を保証するため、秘密保持保証書の提出を義務付ける。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑤物理的対策」の具体的な対策の内容	(略) ＜国税連携システム(受信サーバ)、統合宛名システムにおける措置＞ ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 (略)	(略) ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 ＜国税連携システム(受信サーバ)における措置＞ ①ASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 (略)	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅵ 評価実施手続－1. 基礎項目評価」の①実施日	2014/12/11	2018/9/25	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年12月14日	「Ⅵ 評価実施手続－2. 国民・住民等からの意見の聴取」の①方法	県民政策コメント制度に準じて意見募集を実施 ・県ホームページへの評価書(案)の掲載 ・県公式twitterおよび県公式facebookによる意見募集の周知 ・総務部税政課、総合政策部県民活動生活課県民情報室および各地方機関行政情報コーナーへの評価書(案)の配架	県民政策コメント制度に準じて意見募集を実施 ・県ホームページへの評価書(案)の掲載 ・県公式twitterおよび県公式facebookによる意見募集の周知 ・総務部税政課、県民生活部県民活動生活課県民情報室、県立図書館、県立大学および各合同庁舎行政情報コーナーへの評価書(案)の配架	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅵ 評価実施手続 － 2. 国民・住民等からの意見の聴取」の②実施日・期間	平成26年12月16日から平成27年1月15日までの31日間	平成30年10月1日から平成30年10月31日までの31日間	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年12月14日	「Ⅵ 評価実施手続 － 2. 国民・住民等からの意見の聴取」の④主な意見の内容	<<Ⅳその他のリスク対策 1.監査>> 公認情報システム監査人(CISA)等の専門資格者の育成、または外部からの活用の検討について	なし	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年12月14日	「Ⅵ 評価実施手続 － 2. 国民・住民等からの意見の聴取」の⑤評価書への反映	行っていない。県ホームページに、提出された意見に対する県の考え方を公表している。	—	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年12月14日	「Ⅵ 評価実施手続 － 3. 第三者点検」の①実施日	平成27年1月22日から平成27年3月27日まで	平成30年11月12日から平成30年12月7日まで	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年12月14日	「Ⅵ 評価実施手続 － 3. 第三者点検」の③結果	本評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて点検の結果、記載内容が適当である旨、答申を受けた。また、事務の取扱いに当たっては、以下の事項にも留意することとする。 ○評価書の記載内容に変更があった場合は、速やかに滋賀県個人情報保護審議会に報告するとともに、特定個人情報ファイルの取扱い状況を毎年、報告すること。	本評価書に記載された修正後の特定個人情報ファイルの取扱いについて、点検の結果、記載内容が適当である旨、答申を受けた。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	「Ⅴ 開示請求、問合せ － 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の①請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)
平成31年4月1日	「Ⅴ 開示請求、問合せ － 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 － ④個人情報ファイル簿の公表」の公表場所	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	総合企画部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)
平成31年4月1日	「Ⅳ その他のリスク対策 － 2. 従業者に対する教育・啓発 － 従業者に対する教育・啓発」の具体的方法	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに県民生活部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) ・委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。 ・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合企画部情報政策課ICT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) ・委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。 ・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	「Ⅰ 基本情報 — 5. 個人番号の利用」の法令上の根拠	- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項 - 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条	- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第99の項 - 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の題名等の形式的な変更)
令和3年9月9日	「Ⅰ 基本情報 — 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 — システム3」の②システムの機能	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、本県受信サーバに送付される。 1. 所得税申告書等データの受領 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する機能。	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧 地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、本県受信サーバに送付される。 1. 所得税申告書等データの受領 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する機能。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)
令和3年9月9日	「Ⅰ 基本情報 — 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	- 番号法第19条第7号 別表第二第28の項 - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条各号	- 番号法第19条第8号 別表第二第28の項 - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条各号	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の題名等の形式的な変更)
令和3年9月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 委託事項3 — ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」のその妥当性	一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者しか受託できず、高度なセキュリティ基準を維持したまま業務の効率化とコストの削減が図れる。	地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者しか受託できず、高度なセキュリティ基準を維持したまま業務の効率化とコストの削減が図れる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 委託事項3 — 再委託」の⑨再委託事項	一般社団法人地方税電子化協議会の認定があること	地方税共同機構の認定があること	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)
令和3年9月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 — 6. 特定個人情報の保管・消去」の①保管場所	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (略)	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (略)	事後	重要な変更にあたらない変更 (中間サーバの機器更改にかかる変更)
令和3年9月9日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の情報保護管理体制の確認	(略) <国税連携システムASPサービス> 国税連携システムの運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	(略) <国税連携システムASPサービス> 国税連携システムの運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続－リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」のリスクに対する措置の内容	(略) (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (略)	(略) (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務および特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (略)	事後	重要な変更にあたらない変更 (中間サーバの機器更改にかかる変更)
令和3年9月9日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑤物理的対策」の具体的な対策の内容	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (略)	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 (略)	事後	重要な変更にあたらない変更 (中間サーバの機器更改にかかる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	「IV その他のリスク対策 - 2. 従業者に対する教育・啓発 - 従業者に対する教育・啓発」の具体的方法	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合企画部情報政策課ICT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者（再委託を含む） 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。 ・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合企画部情報政策課および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者（再委託を含む） 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。 ・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。	事後	重要な変更にあたらない変更（組織名称の変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－ 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－ ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	平成26年6月に滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する個人情報(146人分)が記録された市所有のUSBメモリが、市から滋賀県子ども・青少年局へ送付する過程で所在不明になった。当該USBメモリは、起動時にパスワードが必要であると同時に、ファイルを開くためには専用ソフトが必要となるため、高い安全性が担保されており、当時の県担当者と市課長は情報漏えいの危険性はないと判断した。 平成27年1月まで県担当者と市の間で、情報交換しながらUSBメモリの所在確認を行ってきたが、その後、具体的な確認作業は行われず、また県では上司への報告、市では課長間の引き継ぎも行われないうちに、平成30年3月に市の課長が本事案について認知することとなった。その後、県および市が改めてUSBメモリの所在および事案の経過について確認を行った。	令和2年2月にスポーツボランティア支援事業の委託先業者において、同事業の登録者に対してボランティア情報をメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「CC」に入力して送信したため、他の受信者のメールアドレスが表示される状態となり、個人情報(メールアドレス3,010件)が流出した。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和4年4月1日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－ 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－ ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	組織として長期間に渡り当該事案について把握されていなかったことについて、「滋賀県情報セキュリティ緊急時対応計画(全庁版)」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において対応する必要があることを改めて周知した。	受託者に対する再発防止に向けた指導および庁内で本件事案の共有・注意喚起を行った。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	「Ⅳ その他のリスク対策 － 2. 従業者に対する教育・啓発 － 従業者に対する教育・啓発」の具体的な方法	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合企画部情報政策課および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 (略)	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合企画部DX推進課および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 (略)	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織名称の変更)
令和5年7月12日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 － 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク － ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	令和2年2月にスポーツボランティア支援事業の委託先業者において、同事業の登録者に対してボランティア情報をメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「CC」に入力して送信したため、他の受信者のメールアドレスが表示される状態となり、個人情報(メールアドレス3,010件)が流出した。	・ 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 ・ 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和5年7月12日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 － 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク － ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	受託者に対する再発防止に向けた指導および庁内で本件事案の共有・注意喚起を行った。	・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 ・ 庁内で本件事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、クレジットカードを使用しない形での事業を検討する。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	「Ⅱ ファイルの概要 － 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 － 委託事項1」の⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社 NTTデータ	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和5年12月25日	「Ⅱ ファイルの概要 － 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 － 委託事項3」の⑥委託先名	株式会社 TKC	株式会社 NTTデータ	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和5年12月25日	「Ⅵ 評価実施手続 － 1. 基礎項目評価」の①実施日	2018/9/25	2023/9/20	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和5年12月25日	「Ⅵ 評価実施手続 － 2. 国民・住民等からの意見の聴取」の②実施日・期間	平成30年10月1日から平成30年10月31日までの31日間	令和5年10月1日から令和5年10月31日までの31日間	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－ 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－ ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	- 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 - 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	【事案①】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案③】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－ 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－ ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 ・ 庁内で本事業の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、クレジットカードを使用しない形での事業を検討する。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案①】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案③】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	【事案①】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県ホームページ上で公表しているが、通常、施設(飲食店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 7. 特定個人情報の 保管・消去 — リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク — ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故が 発生したか」のその内容	—	【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検 査事業の委託先事業者において、当該事業の 利用施設に対してアンケートをメール送信した 際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信した ため、対象施設のメールアドレス:897施設分 (個人アドレスの可能性のあるものを一部含 む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施した プレミアム付きデジタル商品券事業の決済にお いて使用したクレジット決済サービス会社に対し て、外部からの不正アクセスが発生し、個人情 報(クレジットカード番号等63,337件)が流出し た。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－ 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－ ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－ 7. 特定個人情報の保管・消去 － リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－ ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案①】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県ホームページ上で公表しているが、通常、施設(飲食店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。	【事案①】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券の決済で利用したクレジットカードにおいて不正利用が疑われるケースがある旨、情報が寄せられたことから、委託事業者を通じてクレジットカード決済サービス会社に調査を依頼した結果、同社の内部調査により事態が発覚した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。送信先の施設から委託先事業者に対して、指摘の連絡があり、事態が発覚した。令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 7. 特定個人情報の保管・消去 ― リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ― ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	【事案③】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和7年1月17日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 7. 特定個人情報の保管・消去 ― リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ― ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	―	【事案④】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページには1099件のアクセスがあった。 「知事への手紙」において、当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった旨の連絡があり、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和7年4月5日	I 基本情報－5. 個人番号の利用－法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第99の項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第24の項、第133の項 ・ 番号法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の題名等の形式的な変更)
令和7年4月5日	I 基本情報－6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・ 番号法第19条第8号 別表第二第28の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条各号	・ 番号法第19条第8号 別表第24の項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の題名等の形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月5日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－ 7. 特定個人情報の 保管・消去 － リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク－ ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故が 発生したか」のその内容	【事案①】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施した プレミアム付きデジタル商品券事業の決済にお いて使用したクレジット決済サービス会社に対 して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情 報(クレジットカード番号等63,337件)が流出し た。 プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレ ミアム付きデジタル商品券の決済で利用したク レジットカードにおいて不正利用が疑われる ケースがある旨、情報が寄せられたことから、委 託事業者を通じてクレジットカード決済サービ ス会社に調査を依頼した結果、同社の内部調査 により事態が発覚した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検 査事業の委託先事業者において、当該事業の 利用施設に対してアンケートをメール送信した 際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきと ころ、誤って全宛先が表示される状態で送信し たため、対象施設のメールアドレス:897施設分 (個人アドレスの可能性のあるものを一部含 む。)が流出した。 送信先の施設から委託先事業者に対して、指摘 の連絡があり、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報 の不正利用被害は報告されていない。	【事案①】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検 査事業の委託先事業者において、当該事業の 利用施設に対してアンケートをメール送信した 際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきと ころ、誤って全宛先が表示される状態で送信し たため、対象施設のメールアドレス:897施設分 (個人アドレスの可能性のあるものを一部含 む。)が流出した。 送信先の施設から委託先事業者に対して、指摘 の連絡があり、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報 の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月5日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案③】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	【事案②】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和7年4月5日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案④】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページには1099件のアクセスがあった。 「知事への手紙」において、当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった旨の連絡があり、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	【事案③】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページには1099件のアクセスがあった。 「知事への手紙」において、当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった旨の連絡があり、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月5日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	【事案①】 - 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 - 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 - デジタルに強い人材の配置や育成。 【事案②】 - 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 - 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 - 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 - 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案④】 - 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 - ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 - ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 - 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	【事案①】 - 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 - 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案②】 - 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 - 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 - 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 - ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 - ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 - 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－⑤本人への明示」	県税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号法第9条(別表第一の16)に規定されている。 (略)	県税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号法第9条第1項(別表第24の項および第133の項)に規定されている。 (略)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－⑥委託先名」	株式会社 NTTデータ	株式会社 NTTデータ・アイ	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－再委託－⑧再委託の許諾方法」	原則再委託は禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、その理由や内容を精査した上で、県が承認した場合に限り、許諾する。	原則再委託は禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、その理由や内容を精査した上で、県が承認した場合に限り、許諾する。また、再委託先は地方税共同機構の認定業者に限る。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 委託事項3 — 再委託 — ⑨再委託事項」	地方税共同機構の認定があること	現地対応作業および問合せ対応	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 — 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) — 提供先2 — ①法令上の根拠」	番号法第19条13号	番号法第19条10号	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」	(略)	項目名が異なるのみで重複した内容の項目等について整理した。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案①】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 送信先の施設から委託先事業者に対して、指摘の連絡があり、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	【事案①】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。 本評価書の公表日時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案②】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	【事案②】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページには1099件のアクセスがあった。 「知事への手紙」において、当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった旨の連絡があり、事態が発覚した。 本評価書の公表日時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案③】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページには1099件のアクセスがあった。 「知事への手紙」において、当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった旨の連絡があり、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	【事案③】 令和6年6月に業務委託により実施したアンケート調査において回答された個人情報等(保護者156名、子ども185名、民間施設46施設分に関する情報)について、委託事業者が使用したアンケートフォームの設定誤りにより、令和6年6月3日～令和7年11月14日までの間、アンケート調査の回答者がアンケートフォームの管理編集用のURLを入手すれば他の回答者の回答内容を閲覧できる状態となっており、個人情報等の漏洩のおそれがあった。令和7年10月、これに気づいた回答者から相談を受けた関係者が委託事業者に問い合わせたことにより発覚。その後、アンケートフォームの設定を変更し調査を実施、他の回答者の情報を閲覧できたことを確認した回答者は2名だった。本評価書の公表日時点で、アンケートの回答者から、当該事案に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有を行い、改めてアンケートフォームの設定に関する注意喚起を実施した。 ・ 権限管理が可能なサービス利用を行う場合は、複数名による設定・動作確認を徹底する。 ・ 情報セキュリティ研修の実施、委託事業者における情報セキュリティおよび個人情報の適正な管理の指導を徹底する。 ・ 委託業務完了後に委託先に対して速やかに個人情報廃棄(委託契約に定めた個人情報取扱特記事項の実施)を指示していなかったことが一因であり、委託先で個人情報が廃棄されたことの確認を徹底する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「Ⅵ 評価実施手続－2. 国民・住民等からの意見の聴取－②方法」	県公式twitter	県公式X(旧twitter)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和8年3月10日	「Ⅵ 評価実施手続－2. 国民・住民等からの意見の聴取－②方法」	県民生活部県民活動生活課県民情報室	総合企画部県民活動生活課県民情報室	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅰ 基本情報 － 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ②事務の内容」	地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報とは、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム等から入手し、税務総合システムで管理する。 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。	地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム等から入手し、税務総合システムで管理する。 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。	事前	重要な変更
	「Ⅰ 基本情報 － 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ②事務の内容」 (承前)	■一般的な事務の流れ(別添2参照) ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。 ②データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。 ③データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ宛名情報等必要事項を入力する。 ④申告書等の内容を調査する。	■一般的な事務の流れ(別添2参照) ①国税庁(税務署)に提出された所得税申告書のうち、個人事業税の納税義務者に係るものについて、地方税ポータルセンタ経由で国税連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ②土地・家屋登記情報を元に県内市町が作成した不動産評価情報について、地方税ポータルセンタ経由で地方税外部連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ③電子申告を希望する納税義務者から、地方税ポータルセンタ経由で電子申告を受ける。電子申告において申告内容に個人番号は含まれない。電子申告に係る申告情報は、電子申告等システムから税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ④紙面での申告を希望する納税義務者から、申告書等の提出を受ける。申告書等には個人番号を含む場合がある。 ⑤紙面での申告のうち、データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。委託業者がデータ化した申告内容は、税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ⑥紙面での申告のうち、データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ申告内容や宛名情報等を入力する。 ⑦申告書等の内容を調査する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅰ 基本情報 － 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 － ②事務の内容」 (承前)	⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。 ⑥納税義務者が金融機関等で納付する。 ⑦金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑧⑨納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑩収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑪督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。 (略)	⑧納税義務者から納税通知書の電子配信希望申請があった場合、税務総合システム(課税管理サブシステム)に連携する。希望申請は、個人特定のために個人番号を含む。 ⑨電子配信希望申請のあった納税義務者に対しては、納税通知書の電子データをeLTAX通知等電子配信システムを用いて配信する。 ⑩納税義務者に紙の納税通知書、納付書を送付するとともに、納付情報を共通納税システムへ登録する。 ⑪納税義務者が共通納税システムを用いて電子納付した場合、共通納税システムから連携された納付情報を税務総合システム(収納管理サブシステム)に取り込む。 ⑫納税義務者が金融機関等で納付した場合、金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑬⑭納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑮収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑯督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。 (略)	事前	重要な変更
	「Ⅰ 基本情報 － 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム － システム3 － ①システムの名称」	国税連携システム	地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅰ 基本情報 － 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム － システム3 － ②システムの機能」	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧 地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、本県受信サーバに送付される。	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧 地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始された。 納税者からの電子申告その他電子的な手続きを受け付ける「電子申告等システム」、国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータを地方団体に連携する「国税連携システム」、QRコードやクレジットカード等による電子的な納付を実現する「共通納税システム」、地方団体間での申告書等のデータ連携や照会回答等を行う「地方税外部連携システム」(令和9年9月から運用開始予定)、納税通知書等の電子的な配信を可能にする「eLTAX通知等電子配信システム」(令和9年4月から運用開始予定)の5サブシステムから構成される。各地方団体が運用する国税連携受信サーバーおよび電子申告審査サーバーが、地方税共同機構が運用するポータルセンタおよび共通納税インターフェースとの間でデータ連携を行うことで各種機能を実現する構成のため、共通納税システムと地方税外部連携システムについては、地方団体に運用する個別部は存在しない。 電子申告および共通納税において納税者が直接システムにアクセスする経路を除き、データの送受信はすべて総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて行われる。このうち、国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムにおいて特定個人情報を取り扱う機能が存在し、本県事務にかかわる主な機能としては以下のとおりである。	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅰ 基本情報 － 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム － システム3 － ②システムの機能」 (承前)	1. 所得税申告書等データの受領 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する機能。	1. 所得税申告書等データの受領(国税連携システム) 国税庁が運用する国税情報システムから、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送(国税連携システム) 住所地が本県であるため本県に連携された所得税申告書等データのうち、個人事業の事業所所在地は本県外にあるため、他の都道府県が個人事業税の課税権を持つものについて、当該都道府県に回送する機能。 3. 不動産評価情報等の回送(地方税外部連携システム) 納税者が本県内市町に存在する不動産を取得した場合、当該市町から本県に対して不動産評価情報等を回送することで、不動産取得税の評価基準とするための機能。 4. 自動車税納税通知書の電子的配送(eLTAX通知等電子配信システム) 納税通知書等の電子通知希望申請のあった納税者に対して、電子的な配信を行う機能。	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅰ 基本情報 － 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム － システム3 － ③他のシステムとの接続」	地方税ポータルセンタ(eLTAX)	国税情報システム	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「(別添1)事務の内容」	(図版のため略)	(地方税外部連携システム、eLTAX通知等電子配信システムの流れを追加して整理)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「(別添1)事務の内容－(備考)」	■一般的な事務の流れ ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。 ②データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。 ③データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ宛名情報等必要事項を入力する。 ④申告書等の内容を調査する。	■一般的な事務の流れ ①国税庁(税務署)に提出された所得税申告書のうち、個人事業税の納税義務者に係るものについて、地方税ポータルセンタ経由で国税連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ②土地・家屋登記情報を元に県内市町が作成した不動産評価情報について、地方税ポータルセンタ経由で地方税外部連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ③電子申告を希望する納税義務者から、地方税ポータルセンタ経由で電子申告を受ける。電子申告において申告内容に個人番号は含まれない。電子申告に係る申告情報は、電子申告等システムから税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ④紙面での申告を希望する納税義務者から、申告書等の提出を受ける。申告書等には個人番号を含む場合がある。 ⑤紙面での申告のうち、データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。委託業者がデータ化した申告内容は、税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ⑥紙面での申告のうち、データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ申告内容や宛名情報等を入力する。 ⑦申告書等の内容を調査する。	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「(別添2)事務の内容－(備考)」 (承前)	⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。 ⑥納税義務者が金融機関等で納付する。 ⑦金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑧⑨納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑩収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑪督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。	⑧納税義務者から納税通知書の電子配信希望申請があった場合、税務総合システム(課税管理サブシステム)に連携する。希望申請は、個人特定のために個人番号を含む。 ⑨電子配信希望申請のあった納税義務者に対しては、納税通知書の電子データをeLTAX通知等電子配信システムを用いて配信する。 ⑩納税義務者に紙の納税通知書、納付書を送付するとともに、納付情報を共通納税システムへ登録する。 ⑪納税義務者が共通納税システムを用いて電子納付した場合、共通納税システムから連携された納付情報を税務総合システム(収納管理サブシステム)に取り込む。 ⑫納税義務者が金融機関等で納付した場合、金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑬⑭納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑮収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑯督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－②入手方法－その他」の具体的方法	国税連携システム 統合宛名システム	地方税ポータルシステム 統合宛名システム	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－③入手の時期・頻度」	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度 2. 評価実施機関内の他部署(総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) 個人番号の真正性および正確性を確認する都度 3. 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度(都道府県) 県税の賦課徴収事務の調査を行う都度(市町村) 5. その他(地方公共団体情報システム機構) 県税賦課徴収事務において必要となる都度	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度 eLTAX通知等電子配信システムにおいて、納税通知書等から電子配信希望申請を受けた都度 2. 評価実施機関内の他部署(総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) 個人番号の真正性および正確性を確認する都度 3. 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度(都道府県) 地方税外部連携システムにおいて、団体間の回送により不動産評価情報の受信がある都度、その他県税の賦課徴収事務の調査を行う都度(市町村) 5. その他(地方公共団体情報システム機構) 県税賦課徴収事務において必要となる都度	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－④入手に係る妥当性」	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等からの個人番号を含む申告書等の提出により、必要な情報を入手する。 2. 評価実施機関内の他部署(総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) 税務総合システムで管理している情報の正確性の確保のため、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムで管理している情報と突合することにより、情報の相違がないか確認するために入手する。 3. 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 県税の賦課を目的として、国税連携システムから所得税申告書等データを入手する。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 県税の賦課徴収事務において必要な資料として入手する。 5. その他(地方公共団体情報システム機構) 番号法第14条第2項において、必要に応じて本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等からの個人番号を含む申告書等(eLTAX通知等電子配信システムによる電子配信希望申請を含む。)の提出により、必要な情報を入手する。 2. 評価実施機関内の他部署(総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) 税務総合システムで管理している情報の正確性の確保のため、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムで管理している情報と突合することにより、情報の相違がないか確認するために入手する。 3. 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 県税の賦課を目的として、国税連携システムから所得税申告書等データを入手する。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 県税の賦課を目的として地方税外部連携システムから不動産評価情報等データを入手するほか、県税の賦課徴収事務において必要な資料として入手する。 5. その他(地方公共団体情報システム機構) 番号法第14条第2項において、必要に応じて本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－委託事項3」	国税連携システムASPサービスの導入および運用維持管理業務	地方税ポータルシステムASPサービスの導入および運用維持管理業務	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－委託事項3－①委託内容」	国税連携システムにかかるデータを格納するサーバ環境の運用維持管理	国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムを含む地方税ポータルシステム一式にかかるデータを格納するサーバ環境の運用維持管理	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－委託事項3－①取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－対象となる本人の範囲」	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者。	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者、および県内の土地、家屋またはその両方を取得して固定資産課税台帳に登録された者、ならびに納税通知書等の電子的な交付を希望する申請を行った者。	事前	重要な変更
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－①保管場所」	<国税連携システム(受信サーバ)における措置>	(略) <地方税ポータルシステム(国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システム)における措置> (略)	事前	重要な変更
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－③消去方法」	<国税連携システム(受信サーバ)における措置>	(略) <地方税ポータルシステム(国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システム)における措置> (略)	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)— リスク1: 目的外の入手が行われるリスク — 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	県税の申告書等については、納税義務者本人が記載して提出するものであるため、当該納税義務者の情報しか入手することしかできない。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。 国税連携システムで送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定されるため、対象者の情報しか入手することができない。	県税の申告書等については、納税義務者本人が記載して提出するものであるため、当該納税義務者の情報しか入手することしかできない。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。 国税連携システムで送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定されるため、対象者の情報しか入手することができない。 地方税外部連携システムにおいては、県内市町において土地、家屋またはその両方を取得し、固定資産課税台帳に登録された者にかかる情報しか入手することができない。 eLTAX通知等電子配信システムにおいては、納税者本人からの申請によって初めて特定個人情報が連携されるため、申請者以外の情報を入手することはできない。	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)— リスク1: 目的外の入手が行われるリスク — 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」	県で作成する申請書等の様式に不必要な項目を含まないようにする。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不要な情報の入手の抑止を図る。 国税連携システムで送信される情報は、法令等により定められた様式を用いるため、必要な情報以外を入手することができない。	県で作成する申請書等の様式に不必要な項目を含まないようにする。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不要な情報の入手の抑止を図る。 国税連携システムおよび地方税外部連携システムで送信される情報は、法令等により定められた様式を用いるため、必要な情報以外を入手することができない。 eLTAX通知等電子配信システムについても、納税者個人を特定するために必要な最低限の情報として地方税共同機構が定めた情報のみが送信されるため、必要な情報以外を入手することができない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策－2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) －リスク2: 不適切な方法で 入手が行われるリスク－リス クに対する措置の内容」	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、特定個人情報の使用目的等を本人に口頭で説明することを徹底し、本人が使用目的を認識した上で、申告書等を提出してもらう。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は個人番号の情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不適切な方法による入手の抑止を図る。 国税連携システムによる情報の入手はeLTAX(地方税ポータルセンタ)からの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、特定個人情報の使用目的等を本人に口頭で説明することを徹底し、本人が使用目的を認識した上で、申告書等を提出してもらう。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は個人番号の情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不適切な方法による入手の抑止を図る。 国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムによる情報の入手はeLTAX(地方税ポータルセンタ)からの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策－2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) －リスク3: 入手した特定個 人情報が不正確であるリス ク－入手の際の本人確認の措 置の内容」	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書の提示を受け、本人確認を厳格に行う。 代理人から窓口で申告書等の提出を受ける場合は、代理権(委任状等)、代理人の確認(個人番号カード等)、納税義務者本人の確認(個人番号が記載された住民票の写し等)により確認を行う。 国税連携システムで送信される情報は、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書の提示を受け、本人確認を厳格に行う。 代理人から窓口で申告書等の提出を受ける場合は、代理権(委任状等)、代理人の確認(個人番号カード等)、納税義務者本人の確認(個人番号が記載された住民票の写し等)により確認を行う。 国税連携システムおよび地方税外部連携システムで送信される情報は、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 eLTAX通知等電子配信システムにおいては、納税義務者が申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す必要があり、有効性確認、改ざん検知等の署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」 －リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク－リスクに対する措置の内容」	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際には必ず職員が対面にて收受し、内容を確認する。 收受した申告書等は、税務総合システム等への入力後、頻繁に閲覧する必要がなくなれば鍵付きのロッカー等で保管する。 納税義務者等が郵送により、申告書等を提出する場合は、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、また送付先に誤りがないよう十分に確認の上、税政課、各県税事務所等に送付することを、広く案内する。 電子媒体で入手する場合は、業務専用の電子媒体を使用し、ファイルにパスワードをかける。利用終了後は、速やかに電子媒体からファイルを削除する。 国税連携システムは閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化送信を行っている。	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際には必ず職員が対面にて收受し、内容を確認する。 收受した申告書等は、税務総合システム等への入力後、頻繁に閲覧する必要がなくなれば鍵付きのロッカー等で保管する。 納税義務者等が郵送により、申告書等を提出する場合は、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、また送付先に誤りがないよう十分に確認の上、税政課、各県税事務所等に送付することを、広く案内する。 電子媒体で入手する場合は、業務専用の電子媒体を使用し、ファイルにパスワードをかける。利用終了後は、速やかに電子媒体からファイルを削除する。 国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムは閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化のうえで送信を行う。	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－3. 特定個人情報の使用－リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク－その他の措置の内容」	離席時には、操作端末の画面の盗み見や不正利用対策として、画面のロック(パスワード付)を徹底する。 また、10分間操作しないことにより、自動的に画面ロック(パスワード付)がかかるように設定する。	税務総合システムへのログイン時の生体認証に加えて、端末自体へのログイン時にもパスワード認証とICカード認証を必須としている。 また、離席時には、操作端末の画面の盗み見や不正利用対策として、画面のロックを徹底しているほか、一定時間操作しないことにより、自動的に画面ロックがかかるように設定している。	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－3. 特定個人情報の使用－リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク－リスクに対する措置の内容」	システム管理者を除いて、サーバ内に格納されている特定個人情報ファイルを職員等が使用している端末に複製することは技術的にできない仕組みとなっている。	システム管理者を除いて、サーバ内に格納されている特定個人情報ファイルを職員等が使用している端末に複製することは技術的にできない仕組みとなっている。また、県税賦課徴収事務に使用する端末は、一般職員の使用するネットワークから分離した閉域ネットワークに接続しており、インターネットアクセスやメールの送受信等も行えない環境となっている。加えて、外部記憶媒体の使用についても厳格な権限管理を行っている。	事後	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－3. 特定個人情報の使用－リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク－リスクへの対策は十分か」	十分である	特に力を入れている	事後	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－情報保護管理体制の確認」	(略) ＜国税連携システムASPサービス＞ 国税連携システムの運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されたと認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	(略) ＜地方税ポータルシステムASPサービス＞ 国税連携システム、地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムの運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されたと認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限－具体的な制限方法」	(略) ＜データ入力業務、国税連携システムASPサービス＞ (略)	(略) ＜データ入力業務、地方税ポータルシステムASPサービス＞ (略)	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－5. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－特定個人情報ファイルの取扱いの記録－具体的な方法」	(略) ＜国税連携システムASPサービス＞ 委託先において国税連携システムの操作履歴を記録し、7年間保管することを義務付けている。 また、特定個人情報の適切な管理について調査を行うことができる旨を契約書に明記している。	(略) ＜地方税ポータルシステムASPサービス＞ 委託先において地方税ポータルシステムへのアクセス履歴を記録し、7年間保管することを義務付けている。 また、特定個人情報の適切な管理について調査を行うことができる旨を契約書に明記している。	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－特定個人情報の提供ルール－委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」	(略) ＜データ入力業務、国税連携システムASPサービス＞ (略)	(略) ＜データ入力業務、地方税ポータルシステムASPサービス＞ (略)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 — 特定個人情報の提供ルール — 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」	(略) ＜国税連携システムASPサービス＞ (略)	(略) ＜地方税ポータルシステムASPサービス＞ (略)	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 — 特定個人情報の消去ルール — ルール内容及びルール遵守の確認方法」	(略) ＜国税連携システムASPサービス＞ 保管期間経過等により、不要と判断した受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。 データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づき受託者が消去する。なお、特定個人情報が適切に削除されているか、必要に応じて県が現地調査を行う。	(略) ＜地方税ポータルシステムASPサービス＞ 保管期間経過等により、不要と判断した国税連携受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。地方税外部連携システムおよびeLTAX通知等電子配信システムの特定個人情報は、保存期間経過後に自動的に削除される。 データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づき受託者が消去する。なお、特定個人情報が適切に削除されているか、必要に応じて県が現地調査を行う。	事前	重要な変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑤物理的対策 — 具体的な対策の内容」	(略) ＜国税連携システム(受信サーバ)における措置＞ ①ASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 (略)	(略) ＜地方税ポータルシステムASPサービスにおける措置＞ ①サーバ等機器はASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 (略)	事前	重要な変更
	「Ⅵ 評価実施手続 — 1. 基礎項目評価 — ①実施日」	令和5年9月20日	令和8年6月12日	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅵ 評価実施手続 — 2. 国民・住民からの意見の聴取 — ②実施日・期間」	令和5年10月1日から令和5年10月31日までの31日間	令和8年7月1日から令和8年7月31日までの31日間	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅵ 評価実施手続 － 2. 国民・住民からの意見の聴取 － ④主な意見の内容」	・特定個人情報の取扱いについて 2件 ・外部委託契約について 1件 ・中間サーバの取扱いについて 1件 ・eLTAX の権限管理および外部連携について 1件 ・EBPM、事故対応について 1件 ・特定個人情報の真正性について 1件 ・システム整備の評価について 1件		事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅵ 評価実施手続 － 2. 国民・住民からの意見の聴取 － ⑤評価書への反映」	なし		事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅵ 評価実施手続 － 3. 第三者点検 － ①実施日」	令和5年11月21日から令和5年12月14日まで		事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅵ 評価実施手続 － 3. 第三者点検 － ③結果」	本評価書に記載された修正後の特定個人情報ファイルの取扱いについて、点検の結果、記載内容が適当である旨、答申を受けた。		事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)